子どもパブリック・コメント（中学生版）

蕨市ヤングケアラー支援条例（案）を新しく作ります！

みなさんの意見を聞かせてください！！

ヤングケアラーについて

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。

目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。

家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。

障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁イラスト（こども家庭庁ホームページより）（参照 2023-12-20）を加工して作成

意見提出の方法

この用紙にお名前や意見など必要なことを書いて、次のどれかの方法で提出してください。

① 市役所へ持参　②郵送　③FAX　④メール

蕨市ヤングケアラー条例（案）の一般用をご覧になりたい場合は、蕨市ホームページをご覧ください。

提出先　＜期間 12/25（月）～1/15（月）＞

〒335-8501 蕨市中央 5-14-15
蕨市子ども未来課（市役所 2 階 7 番窓口）
TEL：048-433-7757
FAX：048-433-4377
メール：kodomo@city.warabi.saitama.jp

蕨市ヤングケアラー支援条例（案）へのご意見（中学生版）

お名前	
住所	
電話番号	

※必ず書いてください

※お名前などは、提出できる方なのかを確認したり、分からないことを聞くときに利用します。
※提出いただいたご意見は、整理して、後で市の意見と一緒にお知らせします。なお、お名前などはお知らせしません。

蕨市ヤングケアラー支援条例（案）〈中学生版〉

（目的）
第１条　この条例は、ヤングケアラーの支援について、基本理念を決め、市の責務や保護者・学校・市民等・関係機関の役割を明らかにし、計画的に取り組むことで、全てのヤングケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を送り、すくすくと成長することができる地域社会をつくることを目的とします。
（定義）
第２条　この条例での用語の意味は、下記のとおりです。
(1) ヤングケアラー　本来大人がやると考えられている家事や家族の世話などを日常的に行い、その責任や負担の重さにより、学校生活や友人関係等に影響を受ける子ども（影響を受けるおそれのある子どもも含む）をいいます。なお、子どもとは、だいたい１８歳未満をいいます。
(2) 保護者　父母など主に子どもを育てる人をいいます。
(3) 学校　小学校、中学校、高校などをいいます。
(4) 市民等　市内に住んでいる人や通勤・通学する人などをいいます。
(5) 関係機関　学校以外の介護・障害者支援・医療・教育・児童福祉等に関係する機関をいいます。
（基本理念）
第３条　ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーみんなが、ひとりひとり尊重され、健康で文化的な生活を送り、心身が健やかに成長・発達するとともに、適切な教育の機会が確保されるよう行われなければなりません。
２　ヤングケアラーの支援は、市、保護者、学校、市民等、関係機関がそれぞれの責務や役割を果たし、お互いに連携をとりながら、ヤングケアラーが社会から孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければなりません。
（市の責務）
第４条　市は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーへの支援策を総合的・計画的に進めなければなりません。
２　市は、ヤングケアラーへの支援策をスムーズに行えるよう、保護者、学校、市民等、関係機関（以下「関係機関等」という。）とお互いに連携しなければなりません。
３　市は、ヤングケアラーについての情報を集めたり、調査や関係機関等と連携することにより、ヤングケアラーの実態をつかみ、必要に応じた支援を行うものとします。
（保護者の役割等）
第５条　保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、子どもの考えを尊重しつつ、年齢や発達段階に合った子育てを行うよう努めるものとします。
２　保護者は、本来大人がやると考えられている家事や家族の世話などの責任と負担を、子どもに負わせないよう、家庭が抱える困難について、市、学校、関係機関に必要な支援を求めることができます。
（学校の役割）
第６条　学校は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援策に積極的に協力するよう努めるものとします。
２　学校は、ヤングケアラーの児童生徒がいるときは、ヤングケアラーの考えを尊重しつつ、その児童生徒の通学の状況や健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性をつかむよう努めるものとします。
３　学校は、ヤングケアラーからの相談に応じるとともに、支援を必要とするヤングケアラーに対し、市、保護者、市民等及び関係機関と連携して適切な支援を行うよう努めるものとします。
（市民等の役割）
第７条　市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援策に積極的に協力するよう努めるものとします。
（関係機関の役割）
第８条　関係機関は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援策に積極的に協力するよう努めるものとします。
２　関係機関は、関わりのある子どもがヤングケアラーであるときは、ヤングケアラーの考えを尊重しつつ、その子の健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性をつかむよう努めるものとします。
３　関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーに対し、市、学校、保護者、市民等及び他の関係機関と連携して適切な支援を行うよう努めるものとします。
（早期発見）
第９条　市、学校及び関係機関は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを自覚し、ヤングケアラーの早期発見に努めるものとします。
（広報及び啓発）
第１０条　市は、関係機関等がヤングケアラーに関する知識を深めることにより、社会全体としてヤングケアラー支援が進むよう、広報活動や啓発活動を行うものとします。
２　市は、ヤングケアラー自身がヤングケアラーに関する知識を深めることにより、相談や必要な支援につながるよう、広報活動及び啓発活動を行うものとします。
（支援体制の整備）
第１１条　市は、ヤングケアラーに関する相談に応じるための体制をつくるとともに、ヤングケアラーの支援について、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制をつくるものとします。
※以下省略